國學院大學学術情報リポジトリ

地域史研究と『日本書紀』: 長国造とそのクニを考える糸口として: 特集『日本書紀』研究の現在と未来

メタデータ 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森, 公章, Mori, Kimiyuki メールアドレス: 所属: URL https://doi.org/10.57529/00000606

地域史研究と『日本書紀』

―長国造とそのクニを考える糸口として―

森 公章

はじめに

院の縁起、百済など朝鮮諸国の記録、中国の史書など様々な素に伝えた物語の記録、政府の公の記録、個人の手記・覚書、寺『日本書紀』は帝記・旧辞、諸氏族の伝えた物語の記録、地方

性に着目し、

史料が少ない各地域の歴史を復原する材料、糸口としての有用

副題の問題を検討してみたい。

之珠、

始有:|是蝮腹|乎。亦入而探」之。 爰男狭磯、

抱一大蝮一而

前の我が国の歴史を考究する基本史料となっている。

小稿では

材をもとに作成されたものと考えられており、律令国家成立以

a『日本書紀』允恭十四年九月甲子条糸口となる史料は、次の記載である。

ができず、これは島神の祟りであることが判明したので、 蝮腹 実真珠有 泛出之。 海底の真珠を奉納することになり、処々の白水郎が集められた aでは天皇が淡路島で狩猟を行った際に全く獲物を得ること 乃息絶以死 ||男狭磯入_海死||之。則作_墓厚葬。其墓猶今存之。 腹中 0 浪上一。既而下」縄測 其大如二桃子二。 乃祠。島神 海深一六十尋。 而獦之、

となったのである。 波国長邑之海人」男狭磯という者が登場し、見事に使命を果し が、誰も海底に至ることができなかったという。そこで、「阿 示すものと言えよう。 て真珠を奉納することができたが、男狭磯は「息絶以死」浪上|| a この長邑=阿波国那賀郡の海人は著名であったと考えら は帝紀・旧辞ないしは地方に伝えた物語の記録の一端を 彼は「勝」於諸海人」、好深探」と評されて

国造制· とは

景を探っていきたい。

那賀郡地域の物語が

日本書紀』

に採択された歴史的背

以下、

この記事の背景となる阿波地域の動静を考察するとと

まず阿波地域の豪族を考える上で、 **『先代旧事本紀』巻十「国**

> 造本紀」を繙くと、二つの国造が存したことが記されている。 長国造。 粟国造。軽嶋豊明御世、高皇霊尊九世孫千波足尼定! 志賀高穴穂朝御世、 観松彦色止命九世孫韓背足尼

則 割

(阿波) 定賜二国造 国造は応神朝、 a に関わる那賀郡地域と関連する

と思しき長国造は成務朝の任命とあるが、成務朝に関しては『古

成務段の「定…賜大国・小国之国造」。亦定…賜国々之堺

事記

諸国、 と天皇の巡幸をふまえて、 表。 韓征討」をふまえて、 命されたとされる事例が多く、応神朝も記紀では神功皇后の「三 の歴史像によるものである。「国造本紀」ではこの成務朝に任 対応し、 及大県・小県之県主,也」、『日本書紀』成務五年九月条の 則隔 以||国郡||立||造長|、県邑置||稲置|、並賜||楯・矛|以為|| 崇神朝の四道将軍派遣→景行朝のヤマトタケルの遠征 |山河||而分||国県||、隨| 海外との通交が本格化し、 地方行政区画が成立したとする記 ||阡陌||以定||邑里|| ||とあるのに 国内統治

畿内ヤマトを中心とする前方後円墳体制が確立する五世紀には 当初から、 武紀には倭・ 少なくとも各地に巨大な前方後円墳が築造され 葛城国造の任 一命が なあり、 国 造制は倭王権

化される時期とされ、「国造本紀」でも応神朝の

任命例が散見

-176登場する倭の 計が 田 市 深化され、 稲 荷山古墳出土鉄剣銘などの金石文や Ŧi. 王の外交と内政、 記紀批判の進展も相俟って、 朝鮮半島諸国との

在

した地方制度と考えられてきた。

しかし、

近年では埼

曹人の

ムリテの

下に九州の豪族が仕える様子は看取

されるも

『宋書』

倭国

伝に 玉県

玉

国造制

0 |際関係の

成

立

乱 時

介入のための瀬戸内航路確保に関連した凡直国造制 平定や六世紀前半の加耶地域をめぐる百済と新羅との抗 0 、ては、 西日本では五二七~ 五二八年の 筑紫君磐: 0) 存在と 争 井 への 0)

在安羅諸倭臣等」(「任那日本府」)

の崩壊による吉備地

域

0

第 121 巻第 11 号 (2020年) 地方豪族服属記事の存在(『日本書紀』安閑元年四月癸丑 圧などを指標として、六世紀中葉頃、 閏十二月是月条 [武蔵]、 欽明三十一年五月条 東日本では六世紀中葉 [越] など)

国境、 と『日本書 紀後半と見るのが 観 遣 蝦夷国境 阿倍臣於北陸道 紀 崇峻二年七月壬辰朔条「遣 有力になってい 遣二字人臣鴈於東海道 使」観 越等諸 国境 使 |近江臣満於東 観 によって、 東方浜 海諸 水町 Щ

地方豪族の存在形態を示してい

る

の間、

稲荷山古墳に始まる埼玉古墳群を築造した武蔵

國學院雜誌

杖刀人首) |-|- \mathbf{H} テシカリ 船山古墳出土大刀銘によると、 ラワケコの系譜を有する膳臣などの中央豪族と目される 紀の一 の下 次史料である稲荷山鉄剣銘や熊本県玉名郡和 ワ 武蔵地 夕 域の豪族が杖刀人として上番し、 カ ハシワケー 上祖オオヒコー タ ノサキワ ケ | ハ タカ テ E ij 奉事典 [´]スク カサ

> 姓 担当する中央豪族額田部連が管理する て即位する人物の幼名額田部 とされる島根県松江市岡田山一号墳出土大刀銘 たのである。 や作刀者イタワなどは 銘文を起草した中国系渡来人の張安のみが姓名を有し、 は確立しておらず、 有する父祖はいるが、 額 (セイ) 田部臣) ヲワケコやムリテのような中央豪族でさえ、 は未成立であったと思わ 倭国における確実な氏姓の存在は、 であり、 職務を介した譜第的な関係やそれに基づく これは欽明天皇皇女で後に推古女帝とし 未だウジ名やカバネなど、 「名」であると注釈されねばならなか 皇女に関 れる。3 わるもので、 額田宮の 江田 経営に 船山· 0 尊称 六世紀中葉頃 中 一各田ア臣 その資養を 大刀銘 国 的 的称号を ムリテ な姓 「する

0 部民制に組み込まれる形で、 や皇子女の とともに、 倭王権の力を借りてこの紛擾に勝利し、 有力豪族は、 諸王宮に奉仕して資養を負担する名代・ 杖刀人の系譜を引く丈部として、 安閑紀の 武蔵国 恒常的な仕奉関係が確立し、 造の地位をめぐる争 武蔵国造に任命され 大王宮の職務 子代などの 11 0 分掌 で、 る

直という氏姓を与えられるものと考えられる。

0

表1 クニ・国造とその氏姓

- A 倭:倭直、葛城:葛城直、闢鶏:都祁直、山代:山代直、河内:凡河内直 /伊勢:伊勢直、神郡:磯部直、嶋津(志摩):嶋直/三野:美濃直、角鹿: 角鹿直/丹波:丹波直・海直/明石:海直、針間:播磨直・佐伯直、針間鴨: 針間国造、大伯:吉備海部直 /紀:紀直、熊野:熊野直
- A'伊賀:伊賀臣、尾張:尾張連、三河:三河直・大伴直、穂:穂別/近淡海:近江臣、近淡海之安:安直、額田:額田国造、本巣:国造、飛騨:飛騨国造/若狭:膳臣、江沼:江沼臣、能登:能登臣、伊弥頭:射水臣 / 因幡国造、伯耆:伯耆造(?)、出雲:出雲臣、石見:伊福部直(?)、意伎:海部直・大私直/吉備:吉備臣(上道:上道臣、三野:三野臣、下道:下道臣、加夜:賀陽臣、笠臣:笠臣)、吉備穴:阿那臣、都怒:角(都努)臣
- B 吉備中県:中県直(三使部直)、安芸:安芸凡直、大嶋:凡海直、周芳:周 芳凡直、穴門:穴門直・長門凡直/淡路:淡路凡直、粟:粟凡直、長:長直、 讃岐:讃岐凡直、伊予:伊予凡直、久味:久米直、小市:越智直、風早: 風早直、土佐:土佐凡直、波多:秦姓(?)/大隅:大隅直、伊吉嶋:壹 岐直、津嶋県:直
- C 遠江:檜前舎人・物部、久努:久努直、駿河:金刺舎人、伊豆:日下部直、甲斐:甲斐直・日下部直・三枝直・大伴直、相武:壬生直・漆部直、師長:壬生直、武蔵:丈部直(大部直)、知々夫:大伴直(?)、安房:大伴直、長狭:壬生直、須恵:日下部使主・日下部連、馬来田:?、上苑上:檜前舎人直・刑部直、伊甚:春部直・伊甚直、武社:武射臣、菊麻:丈部直、千葉:大私部直、印波:丈部直・于生直(壬生直)、下苑上:他田日奉部直、新治:新治直、筑波:丈部直・壬生連、茨城:交城直・壬生連、仲:字治部直・壬生直、久自:?、多珂:君子部臣/科贾:科野直・他田舎人・金刺舎人、那須:那須直、石城:石城直、道口(尻)岐閇:?
- D 廬原:廬原君/牟義:牟義都君、上毛野:上毛野君、下毛野:下毛野君/加我(宜):道君、羽咋:羽咋君、越:高志君/多遅間:但馬君・日下部宿禰/吉備風治:吉備品遅君、阿武:阿牟君/筑紫:筑紫君、竺志米多:米多(末多)君、豊:豊国直、菟狭:宇佐君、国前:国前臣、比多:日下部連・日下部君、大分:大分君、火:火(肥)君、阿蘇:阿蘇君・宇治部公、葦北:葦北君、日向:諸県君、薩摩:薩摩君

は、 て存 雲国 律令 地名を 刀 仕 玉 多く存する。 Ü る 領として見えるが 臣 銘 造 7 表 0 伴 意字郡 た部民 隣 続 0 制 玉 方、 資養を担う 氏 も大刀出 部 1 が 自 造 下にも して 複数 造は 姓とする 接する大原 存 5 姓 的 西 掲 を を が す 玉 東 11 0 を 出 0 玉 0 造 名 る 1 本拠: 中心 統括 土 る。 郡 雲臣 岡 玉 0 とし 出 乗 事 モ 13 でする 0 司 H 玉 る どし 郡 地 例 造 Ш \mathbf{H} 出 で で 大 がは 奉 事

臣は出 国造出 族は出 部を管掌し、 「雲臣と同族とされる(『新撰姓氏録』 雲臣と同じく臣姓を持つ者が多く、例えば神門郡 . 雲臣よりは下位の豪族であった。 『出雲国 健部臣を称したとあり、 [風土記] 出雲郡健部郷条には、 ただ、 右京神別上・ 出雲国 \overline{O} 郡 0 領氏

部戸 -健部首 健部 の関係が推察できる。 後代の氏姓分布からは健 額田部に関しても、 神門臣古禰が健 神門 神門

ħ 雲臣の同族で(配下の豪族が擬制的に同族化された可能性を含 領氏族となっている額田部臣は元来意宇郡を本拠とする国造出 故に大刀も意宇郡から出土しているのであった。 額田部管掌を担当したものと解されるところであり、 そ

第 121 巻第 11 号 (2020年)

額田部臣

額田部首

額田部の関係が抽出される。

大原郡

の

郡

あると解せられる。 地域に部 しての性格が強く、 語 れることが多いが、「官家」と記す方が古く、 ケを中心とする農業その他 権が国造支配のためにその拠点に置いたものと、 「ミ」+「ヤケ」で、 なお、屯倉は辞典類ではなお倭王権の直轄地、 民制 的貢納 屯倉には吉備の白猪・ 0 拠点として存立していたものの二種類が 国造の中央政府に対する貢納の の王権の直接的経営の拠点と説明さ 児島屯倉のように倭 敬意を示す接頭 倉を有するヤ 国造の支配 拠点と

國學院雜誌

阿波地域の豪族

最大、 考えるのよいということになる。 ながるものとして重視すべきである。 半の那賀川流域での古墳造営の 域では古墳が継続的に造営される訳ではなく、 前半の墳長一〇 墳と国造との関係が云々されていた。 は国造制が五世紀に存在したと見る立場から、 要とそれらが六世紀に成立する様相を整理した。 以 Ļ 四国でも香川県富田茶臼山古墳に次ぐ規模を誇る五 律令制 五mの渋野丸山古墳が存する。 的地方支配以前 方が長国造や後の郡 の国造制 それ故に六世紀を画期 長国造の勢力圏には県下 部民制 しかし、この地 各地の前方後円 むしろ六世紀後 なお、 屯倉制 司氏族に か つて 世 0 0 概

波・ どを介した倭王権による瀬戸内海交通の掌握や吉備氏の掣肘に として存続していた。凡直国造は安芸・周防・長門・ 板野・名方郡には粟国造と関係する粟凡直氏が見え、 如何であろうか。 では、 讃岐・ 阿波地域の国造のあり方、 伊予・ まず阿波国の氏姓分布を一覧すると 土左に置かれており、 長国造とそのクニの様態は 土左を除くと、 阿波地域では北 淡路 郡領氏族 (表2)、 紀氏 阿阿

重要な役割を果すものであったと考えられ、

表2 阿波国の氏姓分布

板野郡…海部、安曇部、粟凡直·凡直、忌部、大伴部、百済、宗何部、秦人、服· 波多部

※延喜2年田上郷戸籍(『平安遺文』188号)

···飛鳥部、海部、栗凡直・凡直、忌部、伴、葛木、上主寸、許世部、 宗我部、建部、錦部、秦、服部、物部、家部、矢田部

阿波郡…生田名首、鴨部、建部、丈部、物部、山人部

美馬郡…佐伯直

三好郡…仕直(→佐伯直)、播磨、忌部

麻殖郡…忌部宿禰、忌部連、忌部 〔忌部郷〕

名方郡···阿(安)曇部(→宿禰)·安曇、海直(→大和連)、漢人部、粟凡直、 忌部首、猪使、忍海部、語部、賀茂、日下部、酒人部、高安漢人、長谷、 秦·秦人部、土師部、錦部、生王部、物部、家部、弓金、山部 〔土師郷〕

勝浦郡…長直

那賀郡…阿曇部、漢人、百済·百済部、椋部 (→曾袮連)、鵜甘部、酒見君、秦人、 生部 〔海部郷〕

(備考) [] は部民制と関連する郷名の存在を示す。



図1 阿波国関係略図

造に選定されたようである。 阿波・ 板 名方郡域を勢力基盤とする粟国造 国造は律令制下にも存続し、 0 方が凡直 阿波 国

国のように複数の国造がいた国では令制国では一氏になるよう

阿波国造碑の粟凡直弟臣が阿波国造と名方郡大領を兼帯してお 九世紀初頃まで実質的な意味があったと目される。(6) 充分に実現できない地方支配の様々な役割を果し、 に何らかの淘汰が行われたようであるが、 国司や郡司だけでは 阿波国では 八世紀末~

二六五)、 辰条)と、 その後も板野郡出身の采女若子(『大日本古文書』 出身郡不明の豊穂(『続日本紀』延暦二年十二月甲子 粟凡直氏の国造就任が続いている。

第 121 巻第 11 号 (2020年)

一方、

長国造は勝浦郡に長直姓者が見え(『続日・

本紀』

宝

亀

が知られるので、 四年五月辛巳条)、 姓は長直であったと考えられる。 間部に は、 好郡の少領に仕 阿波地域南部の勝浦 系図史料であるが、那賀郡 直 その他、 (→佐伯直) 那賀郡を拠点とし、 吉野川中・上流域 0 が見え 郡領にも長直 氏 本 0

國學院雜誌

忌部連とされ、 三代実録』貞観十二年七月十九日条)、 観二年三月二日条) |二八八号)、系図史料であるが、 三好 郡に 特に麻殖郡は は 本郡である美馬郡にも佐伯直姓者が分布し 忌 部 姓 「古語拾遺 0) 郡 阿 司 波 b 三好郡が分立した(貞 知ら 麻殖郡の郡領氏族は に記された阿波国忌 n (『平安遺 () () () () 文

b

『延喜式』巻七踐祚大嘗祭・

由

加

物

部 の拠点と目されるところである。 の古墳分布は①吉野川中流

域

三好

美馬

麻殖)、

阿

波国

② 吉 地域、 勢力分布とつながるのであろう。 八月壬子条、 領域や①阿波忌部 制成立以前からの②阿波国造粟凡直氏、 那賀川流域と海岸部地域 野川下 は上記の氏姓分布の特色とも符合するものであって、 流域と鮎喰川 『新撰姓氏録』 ・佐伯部の設置 流域 (勝 右京皇 浦 仮野・ 那賀) 莂下 (『日本書紀』景行五十一年 阿波・名方)、 ③長国造長直氏の支配 に分かれ、 佐伯直条) こうしたコ 3勝浦 った

長国造 の 役

料である。 踐祚大嘗祭に記され 長国造長直とそのクニの役割を考える上で、 た由加物 0 進上 Þ 戸 座 0) 貢進は興味深 **『延喜式』** V

九月上旬申. 凡応、供、神御由加物器料者 疋、 木綿八両、 大刀一口、 官、 麻 差一个部三人 弓一張、箭廿隻、 斤 鰒 〈神語号:雑 堅魚・ 遣三三 国 海藻 鍬 贄 口 先大祓後 滑海藻各二斤、 鹿皮 同 為 張、 行 由 事。 加 物

刀子四枚、

火鑽三枚、

並令」忌部及潜女等量」程造

c |

1・2によると、

阿波国

が男帝即位

の際に戸

鎌四張、

鑿十二

木綿

螺貝焼塩十顆。

並令一賀多潜女十人量」程採備一。其幣五色薄絁

生鰒・生螺各六籠、都志毛・古毛各六籠、

但阿波国献麁布・木綿付い神祇官

勅。

戸座、

阿波国

〈阿曇部、

壬生、

中

· 臣 部。

匹

日

右男帝御宇之時供

紀伊国所」献薄鰒四連、

監」送斎場、

分二付両国一。

人別日米二升

〈紀伊七日、

阿波十日〉。其物送了、

各一尺、

倭文一尺、

木綿・麻各五両、

葉薦一

枚、

潜女所」須鑿

十具・刀子二枚。

淡路国所」造瓮廿口

〈各受:一斗五升:〉、

比良

加一百口〈各受::一斗:〉、坩二百口

〈各受二一斗」〉。

其幣五色薄

箭廿 酒各二斗 鍬一 \Box 〈已上当郡所」輸〉。 鹿皮一 張、 庸布一 馬一 段、 木綿・麻各 大刀一 \Box 斤

疋、

備。 国掃

淡路

呵

波三

国造

由 加

物使、

, 京之日、

路次之

道路 凡紀伊

似承。

女衣料 堅魚・鰒各四斤、 (已上阿波国麻殖・ 〈人別布一 海藻・滑海藻各四斤、 丈四 那賀両郡所」輸〉。 尺、 並以 大蔵物 其供」神幣物并作具及潜 酒・米各四斗、 充。 但 粮以 塩四升

= 当 П

戸

座三人、

吉備前国

 \Box

呵

波国

 \Box

斎宮

 \Box

各給

c

—1職員令神祇官条集解古記所引官員令別

c 2 『類聚三代格』 卷一天平三年六月二十

奉。〉、 供奉。〉、 以前戸座等給□時服料□ 備前 備中国 国 〈壬生、 〈海部首、 海部、 〈各人別橡絁一 生部首、 壬生首、 笠朝臣。 壬生部。 疋、 綿六屯、 右皇后宮供奉。〉。 右女帝御宇之時 夏人別橡鄉

三丈〉・月料〈人別三斗六升〉。 凡戸座取二七歳已上童男卜食者 2 3 延喜式』 巻三臨時祭・ 元」之。 戸座 条

充替。 戸座 は宮中 の竈神に奉仕する童男で、 天皇の代替り 毎に貢進

若及

婚

時

申

させるものであり

(その他、

c — 3によると、

本人の「長体_

とあるように、 波国荒妙 による交替例もある)、 2神服使 大嘗祭に伴う一連の諸行事の中に位置づけられ 人 由加物使一人、 『神祇官年中行事』の大嘗祭の項に 戸 座童使一人、 神部二人」

— 181 **—** 賀潜女十人所. 鰒卌五編 小斧各二具、鎌二張。 絁各三尺、倭文三尺、 葉薦一枚、 鰒 阿波国所 **総給十五** 作具钁・斧・小斧各四具、 其幣五色薄絁各六尺、 坩 木綿・麻各一斤、葉薦一枚、作具钁・斧 献麁布一 造訖使上当国凡直氏一人着二木綿鬘一執二賢 細螺・ 端、 倭文六尺、

英根合漬十五缶、乾羊蹄・蹲鴟・橘子各十五籠〈已上忌部所ゝ作〉、 棘甲贏・石花等并廿坩 木綿六斤、 年魚十五 (已上那

名方郡と那賀郡に見え、

阿波国造と長国造の勢力基

盤に分布し

a

あるが、 **頁進することは大宝令制に定められ** 中臣部は不明であるが、 大嘗祭の由加物進上ともども、 戸座を出すのは、 阿曇部・壬生・ 阿曇部・壬生姓者は板野郡 ており、 令制以前に遡ることが その 中臣部である 淵源は不詳で

> お、 え、

aが淡路での出来事である点に注目すると、

当地は

「淡路

な

那賀郡の立地に応じた役割を果していたと考えられ

表2には鵜甘部というやはり漁撈に従事する特異

な人人

々も

手がかりがあると言えよう。 ていたことがわかる。 したがってここに長国造の役割を考える

第 121 巻第 11 号 (2020年) るから、 比べると、 次に由 那 賀 これ 両 加物進上であるが、 阿波国の料物は堅魚・鰒以下が二 郡所」輪」とあり、 は二郡 の担当に対応したものと解することができ 阿波国については 一郡だけから出す 倍の額になってい 紀伊 已上阿波 淡路と 国 麻

するという特別な役割が課せられており、 阿波国は忌部の存在によって、 麁布・ これは① 木綿を神祇官に貢上 の麻殖郡地

品 域が担うべきものであった。忌部が貢上するという年魚以 、吉野川 中 流域と山間部から収取可能であったと思われる。 下の

國學院雜誌

起されてくることになる。 強い 郡賀太郷の賀太潜女と同様に、海産物を貢進している。 次に③の那賀郡地域には那賀潜女なる集団があり、 は あるが、 ここで また那賀郡には海部郷も存した。その他 「はじめに」で掲げ 表2によると、 当郡には海部と関係 たaとの)関係 紀伊国海 男女 が想

深

阿曇部がおり、

あると思われる。

れたという要素も考慮しておきたい した十八氏の中に見える阿曇氏に関わる伝承として取り上げら の本拠地であり、これらの海人は阿曇連の管掌下にあっ 之海人」(仁徳即位前紀)、「淡路野嶋之海人」(履中即位前 は 『日本書紀』持統五年八月辛亥条で「其祖等墓記 たので、 を進上

姓者 二七〇七号など)。 できよう。ここにaに 貢納されるような豊かな海産物を進上していたと考えることが 日山田皇女)に資養物や労働力などを貢上し、 倉を通じて「春日」を称する皇子女(例えば安閑天皇の皇后 るという。 は那賀郡羽 二六屯倉設置の中に「阿波国春日部屯倉」が見え、 記事があり、 日本書紀』欽明十七年十月条には紀伊国に海部屯倉を置 0) 分分布 とすると、 ノ浦町宮倉に比定しており、 が これは海部郡に所在したもので、 ?知られ 阿波地域に関しては安閑二年五月甲寅条の 長国造は春日部の管理者として 「長邑之海人」が登場する所以の一 る (『平城宮木簡』三三四·四二八· 隣接して春日の地が また大嘗祭にも 賀太郷には海部 春日 部 屯 あ

阿波国那

賀郡幡羅郷海部里

『平城宮木簡 四〇三号

d

野郡

『平城宮木簡』二一八三号

阿波国

進上

御贄若海藻壹

籠

190 19 6

031

海の名まで記されているブランド品であった。こうした産出

御贄として最高級の品が献上されたものと思われる。

産出

した

が9

阿波国那賀郡中男海藻六斤 和射

城宮発掘調査出土木簡概報』二十二―三九頁

戸主阿曇部大嶋戸 天平七年

同部若万呂調

城宮発掘調査出土木簡概報』 十月 十九 **|**二五頁 277 18 4

031

映されているものと思われる。

反

天平七年十月

阿波国那賀郡武芸駅子戸主生部東方戸同部毛人調堅魚六斤 287

031

h

城宮発掘調査出土木簡概報』

平七

波国那賀郡薩麻駅子鵜甘部□麻呂戸同部牛調堅魚六斤

031

奈良時代の平城宮・京跡出土の木簡には阿波国からの様々な 261 24 · 5

納品が知られる。dは②地域の板野郡からの若海藻の進上で、

郡からのものと解することができよう。そこには那賀潜女や海 を記したブランド品の事例はいくつかの地域で知られている 人の伝統、 の阿波地域からの貢納品 が見られる。 eには那賀郡についても和射郷を示す地名が記されたもの それらを統括する長国造以来の当該地域の役割が fには鰒、g・hには堅魚の進上があり、『延喜式』 (表3) のうちの海産物の多くは那賀

子為下擊二新羅一将軍上。 その他、 国造には 『日本書紀』推古十年二月己酉条 授 諸神部及国造・伴 :造等、 来 軍 Ė 衆 皇

二万五千人」」に見られるような、 員を供出する役割もあった。特に海に通暁した海部は朝鮮諸 外征に従事する国造軍の 人

麻呂の征新羅計画でも阿波国を含む南海道や山陽道諸国に造船 敏達二年五月戊辰条 との通交に差発される例があり(仁徳即位前紀〔淡路之海人〕、 [吉備海部直] など)、 奈良時代の藤原仲

役割があり、 や水手が賦課されている(『続日本紀』 宝字五年十一 以上を要するに、 様々な形で参画を求められたとまとめることがで 長国造とそのクニには倭王 権 の中で相応の 月丁酉条)。

波

勝

浦 本

郡

領

長費

入立 匹

庚午之年、

長直

|籍皆著

費

之字

0

直

救

夫 原

披

訴

注

天平宝字二年、

玉

人篠

以

無 改

記

験 長直

更

為

長費

依

庚

姓

青

衣

為

女、

耳中

為

紀、

阿 官

曾美 剕

為

禰

諸

如

此

類、

不

必従

古古

H

宝

亀

年

 $\overline{\mathcal{H}}$

月

辛

上上条

『延喜式』に見る阿波地域からの貢納品

主計上式

調:両面5疋、四點羅2疋、一窠綾9疋、二窠綾5疋、七窠綾4疋、薔薇綾 4 疋、白絹40疋、緋糸55約、緑糸20約、縹糸20約、皀糸5約、練糸250約、 糸1500約〈夏調〉

御取鰒200斤、細割鰒333斤、横串鰒39斤、堅魚535斤8両、「自余輸絹・糸」 庸:白木韓櫃12合、「自余輸米」

中男作物:紙、黄檗300斤、亀甲13枚、苫、麻子、閇弥油、槾椒油、胡麻油、 短鰒、猪脯、久恵脯、鰒膓漬、鮨鰒、鮨年魚、煮塩年魚、雑魚鮨、海藻、 鹿角菜、凝海藻

民部下式

年料別貢雑物:筆80管、紙麻70斤、斐紙麻100斤、馬革10張

貢蘇:第六番〈子・午年〉10壺〈4口各大1升、6口各小1升〉

交易雑物:絹300疋、白絹12疋、油1石4升、亀甲6枚、鹿皮10張、粟20石、 小豆16石、秣料大豆80石、胡麻子4石、小麦70石、凝菜7斗、青苔20斤、 海藻根、於期菜6斗、鹿角菜2石、苫25枚、櫃2合、醬大豆22石、「隔三 年進醬大豆五石 |

宮内省

諸国例貢御贄:甘葛煎、甘子

大膳職

諸国貢進菓子:柑子2輿籠〈数400顆〉、甘葛煎1斗5升

る 粟凡

(景

雲 では

元年三月乙丑

条)。

ここではまた

直

b

費

直

と表記され

ていたらしく、

諸国進年料薬:33種を貢上

窺

わ

れ

深

() (i)

玉 籍

造

か

5

評 族 别

司

司

とつながる長国 なされて

车

氏

0

造籍 郡

が

、たこと

向

を

知る材料として留意

しておきた

改訂 と記 でも が 直 てく i 那 因 臣 は 賀 但 従 茲 を申請 したの n 作成され 最 郡 し、それ以 Ŧī. 為」定。 とあ る。 初 位 が 足尼為 前 登 下 0 a h 郡 -豊野 興味 で、 全 場す L 領 菌 又天下氏 T 様 7 降の文献史料には長 長 庚午 K Ź 宿 真 庚午年籍 的 11

戸

籍である庚午年

籍

(六七〇

年

が

阿波 であ

地 Ź

域

たことを示すも

0)

直

は古くは

費

直

では

その

崩

学に で、

になっ

てい

たことを教え

例は

僅少であ

b, i

知ら

n

るくら

11 ñ

国

造の が

領域と目さ

る

勝

浦

すびにかえて

小 稿では 『日本書紀』 0 0 0 記事を手が か りに、 考察材

考察を深める可能性があることを示した。aの採択理由につい面が大きいが、既存の史料とその周辺を探ることで、もう少しえる史料は僅少であり、出土文字資料などの出現に期待されるが少ない長国造とそのクニの実像を検討してみた。地域史を考

つ、拙い稿を終えることにしたい。様々な要素や古代地域史研究の史料としての有用性を強調しつてはいくつかの可能性を指摘するに留まるが、『日本書紀』の

=:

- 一九九六年)。(1)篠川賢「「国造本紀」の再検討」(『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、(1)篠川賢「「国造本紀」の再検討」(『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、
- 二〇一四年)。(2)拙稿「国造制と屯倉制」(『岩波講座日本歴史』二、岩波書店、
- (3) 稲荷山鉄剣銘文の「ヲワケコ」の訓みについては、東野治之「七世紀以前の金石文」『大和古寺の研究』(塙書房、二〇一一年)、ヲワケコ・以前の金石文」『大和古寺の研究』(塙書房、二〇一一年)、ヲワケコ・全羅南道の前方後円墳」(『倭国史の展開と東アジア』岩波書店、二〇一二年)、白石太一郎「考古学からみたワカタケル大王とその時代」(『ワカタケル大王の時代』大阪府立近つ飛鳥博物館、二〇一五年)、(『ワカタケル大王の時代』大阪府立近つ飛鳥博物館、二〇一五年)、ヲワケコ・以前の金石文の一方である。
- (4)拙斎『古代逐集と代上り延上』(青川仏女育、二〇一三年)。 二〇一〇年)。 「田本祖の一三年)。
- (5) 拙著『古代豪族と武士の誕生』(吉川弘文館、二〇一三年)。

吉川弘文館、二〇〇〇年)。 吉川弘文館、二〇〇〇年)。

6

- 究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、二○一九年)。 史的変遷に関する基礎的研究』平成二十六年度~平成三十年度科学研(7) 拙稿「郡司表(稿)〔第三版〕」(『「郡的世界」から国衙の支配への歴
- **受力表示「事成が出上り出票・1番・日番也放り坊しに着」(『下角形二○一三年)。以下でもこの論考の知見を基本として説明していく。拙稿「古代阿波国と国郡機構」(『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、拙稿「古代阿波国と国郡機構」(『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、**

8

- (字) 渡辺晃宏「都城跡出土の出雲・伯者・因幡地域の荷札木筒」(『木簡研(9) 渡辺晃宏「都城跡出土の出雲・伯者・因幡地域の荷札木筒」(『木簡研究』三七、二○一五年)。なお、『播磨国風土記』美嚢郡志深里条の地際に「此貝者、於阿波国和那散、我所食之貝哉」と述べたとあり、和際に「此貝者、於阿波国和那散、我所食之貝哉」と述べたとあり、和際に「此貝者、於阿波国和那散、我所食之貝哉」と述べたとあり、和際に「此貝者、於阿波国和那散、我所食之貝哉」と述べたとあり、和際に「此貝者、於阿波国和那散、我所食之貝哉」と述べたとあり、和際に「此貝者、於阿波国和那散、我所食之貝哉」と見え、和射の地には無止時、依而奈佐云、海部者、波を者奈等云」と見え、和射の地には、「本語」といる。
-)岸俊男「防人考」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年)。

市晃「ワナサとミマツヒコ」(『古代史論聚』岩田書院、二〇二〇年)社会』塙書房、二〇一九年)を参照。また長国造の祖については、古

古市晃「国家形成期における淡路の位置」(『国家形成期の王宮と地域

拙稿「評の成立と評造」(註(6)書)。

 $\widehat{11}$

10

付記

はたものである。 単蔵文化財 五周年記念シンポジュウム」における報告をふまえて成稿 単蔵文化財 五周年記念シンポジュウム」における報告をふまえて成稿 したものである。